

令和3年分

還付・確定申告のお知らせ

問い合わせ／上尾税務署 (☎048-770-1800)

■ 確定申告が必要な方

自営業者・農家など

- 事業を営んでいる ○農業による所得がある
- 不動産所得がある ○土地や建物を売った
- ※昨年中の所得金額の合計額が、各種所得控除の合計額より低い方を除く

会社員などの給与所得者

- 給与収入が2,000万円を超える
- 給与所得以外の所得合計額が20万円を超える
- 2か所以上の会社から給与を支払われている

その他

- 年の途中で退職し、年末調整を行っていない
- 医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けたい

■ 申告に必要なもの

- 個人番号確認書類
- 本人確認書類
- 源泉徴収票や支払者の証明書
- 控除証明書又は各種証明書
- 医療費控除明細書
- セルフメディケーション税制
明細書及び疾病予防への取組書類
- 障害者控除の適用を受けられる方は、障害者
手帳又は障害者控除対象者等認定書をお持ち
のうえ、申告時に提示してください
- 「確定申告のお知らせ」ハガキ
※届いた方のみ



注意事項

- 給与所得者・年金受給者は、支払元（者）が発行する源泉徴収票が必要です
- 事業取得（営業等・農業）・不動産所得は、上尾税務署に申告書を提出してください
- 医療費控除やセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を受ける方は、医療を受けた方ごとに明細書を作成し提出してください。また、領収書の日付が令和3年中であることを確認してください
- セルフメディケーション税制を受ける方は、必ず対象商品であることを確認し、申告する方の健康の保持増進や疾病予防の取組のわかる書類（予防接種の領収書、健康診断結果通知等）の添付又は提示が必要です
- 医療費控除とセルフメディケーション税制はいずれか一方のみ選択（選択後の変更は不可）
- 国民年金保険料の支払額は、市役所では証明できないため、日本年金機構（ねんきん加入者ダイヤル☎0570-003-004・ナビダイヤル）にお問い合わせください
- 還付及び振替納税の口座の指定には、申告者本人名義の口座が必要です
（所得税を振替納税する方は4月21日(木)が振替日。振替納税以外は3月15日(火)が納期限）
- 所得税の確定申告書を提出した方は、市・県民税申告書の提出は不要です

固定資産税の手続きはお早めに

問い合わせ／税務課土地担当（内線2261）・家屋担当（内線2263）

償却資産の申告は1月31日(月)までです。次のいずれかに該当する場合はご連絡ください。

- 昨年中に未登記の家屋を新築・増築・取り壊した
- 昨年中に土地の利用状況に変更があった

今年度中に以下の工事をした場合、申告すると翌年度固定資産税額が軽減される場合があります

- 昭和57年1月1日以前からある住宅に一定の耐震改修工事をした
- 平成20年1月1日以前からある住宅に一定の省エネ改修工事をした
- 10年以上建つ住宅に一定のバリアフリー工事をした

